

周南市『総合事業訪問介護』 サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者 ・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一					736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			事業対象者 ・要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27			
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	34			
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		24			
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者 ・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一					1,472
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			事業対象者 ・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54			
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	69			
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者 ・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一					2,334
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			事業対象者 ・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85			
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	110			
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		77			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 86/1000 加算	1月につき	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 48/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(2)で算定した単位数の 90%加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 80%加算
				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		

* 中山間地域等提供加算、処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目